

街区の廃止について

住居表示に関する条例（高槻市条例第521号）第2条の規定により次のとおり街区を廃止する。

令和4年10月7日

高槻市長 濱田 剛史

記

- 1 実施区域 別図1から別図3
別図2から別図4のとおり街区を廃止する。
- 2 町名及び街区符号 成合東の町30番街区
成合南の町11番街区
成合南の町14番街区
- 3 実施期日 令和4年10月7日







